

# 平成 26 年度専門家派遣・相談等支援事業のお知らせ

高知労働局では、本年度も、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談について専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を下記のとおり設置しましたのでご利用ください。



専門家を**無料**で各企業へ派遣いたします！！

- ★従業員が定着しなくて・・・
- ★人材育成ってどうすれば・・・
- ★社員をやる気にさせる賃金制度はない・・・？
- ★経営改善についてアドバイスが欲しい・・・
- ★助成金に関心があるけど・・・

お気軽にご相談ください！



相談対応者は労働関係の専門家の社会保険労務士です。もちろん相談内容の秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。

また、相談のみでなく、専門家を無料で各企業へ派遣いたします。

高知県最低賃金総合相談支援センター	
開所日	原則 月曜日～金曜日 (第2・第4月曜日及び祝祭日を除く)
相談時間	午前9時から午後5時まで
相談場所	高知県社会保険労務士会事務局内 (高知市棧橋通2丁目8番20号モリタビル2F)
電話番号	088-833-1151

※毎月第2・4火曜日は四万十市でも出張相談を実施しています。

専門家派遣・相談等支援事業

# 専 門 家 派 遣 申 込 書

平成 年 月 日

**FAX : 088-833-1156**

高知県最低賃金総合相談支援センター 行

企 業 名	(名称)		
	代表者名		
所 在 地	〒		
電 話		FAX	
ご相談内容 (具体的に)			

※お申し込みいただいた企業及び個人情報、相談支援事業に関する以外には使用いたしません。  
ご相談内容は担当する専門家の人達のために予めお伺いしております。